

○高松市いじめ問題調査委員会条例

平成27年9月29日

条例第56号

高松市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条 高松市立学校におけるいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項各号に掲げる重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係の調査等を行うことにより、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、高松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、高松市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 重大事態に係る事実関係を調査すること。
- (2) 前号の調査結果を踏まえ、当該重大事態が発生した原因を検証すること。
- (3) 第1号の調査結果及び前号の検証結果を踏まえ、当該重大事態への対処方法及び同種の事態の再発防止策の提言を行うこと。

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから重大事態ごとに教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、当該重大事態に係る第2条に掲げる調査、検証及び提言を終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 調査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 調査委員会の会議は、公開しない。ただし、調査委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(調査の権限)

第6条 調査委員会は、第2条第1号の調査及び同条第2号の検証を行うため必要があると認めるときは、重大事態に係る教職員その他の関係者から意見若しくは事情を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局教育局において行う。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 重大事態ごとの最初の調査委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和2年12月25日条例第50号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。